

幼保連携型認定こども園 明星こども園 園則（運営規程）

第 1 章 総 則

（所在地）

第 1 条 社会福祉法人みろく会が設置経営する幼保連携型認定こども園（以下「当園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 明星こども園
- （2）所在地 青森県八戸市大字白銀町字浜崖 1 3 番地 2

（運営目的）

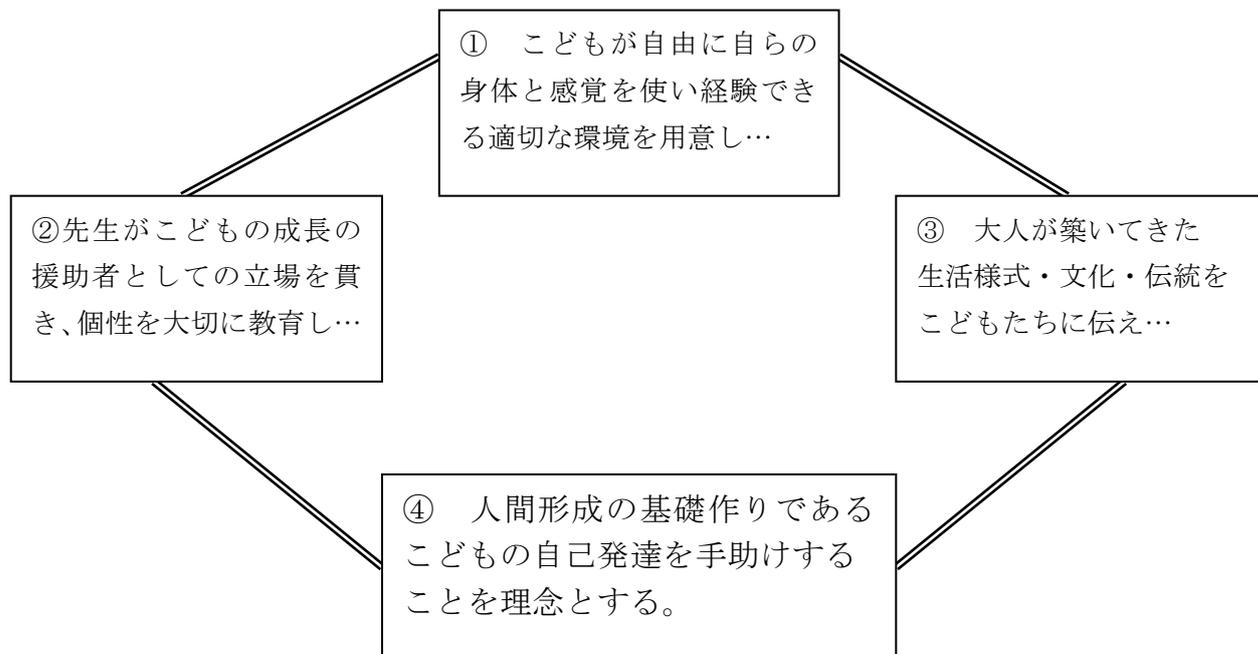
第 2 条 この園則は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 24 年法律第 66 号）第 2 条第 7 項に規定する、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営方針、保育方針）

第 3 条 当園の運営方針は、下記に示す法人理念

『こころのケア・保育…心を大切にし心を通わせるケア・保育、心を込めたケア・保育』（利用者（園児・家族）を、共に生きる人間として尊重し、自ら生活・成長しようとする者の援助者として、安心できる生活の提供と喜びを共有していくこと）
にもとづき、次のとおりとする。

- （1）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成24年法律第66号）第9条に規定する、幼保連携型認定こども園においては、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、教育及び保育を行うものとする。
 - （2）地域の協力・家庭との緊密な連携のもとに児童の福祉の向上を図る。
 - （3）教育ならびに地域への福祉サービスの提供を行うため、八戸市、教育関係団体、保育及び福祉関係団体、並びに保健医療機関等との密接なる連携を図ることに努める。
 - （4）職員は、自ら学び自己の向上を目指し、安定と信頼ある教育並びに保育、福祉サービスの提供を行なうものとする。
 - （5）地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行うものとする。
- 2 当園の教育及び保育の方針（保育理念）は、モンテッソーリ教育の導入により園児の心身の自立と自律心を育む教育及び保育を一体的に行なうため、次のとおりとする。



(教育及び保育の目標・内容)

第 4 条 当園は、前条に基づいて教育及び保育を一体的に行ないこどもの健やかな成長を図るため、教育及び保育の目標を次のように定めるものとする。

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・心身の健康を培う ・自発性や個性の尊重 | <ul style="list-style-type: none"> ・自由活動の保障 ・自立心、自律心を育む |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|

2 教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、次のとおりとする。

- (1) 第10条に規定する時間において、教育及び保育を提供する。
- (2) 自然体験・社会体験などの直接的・具体的生活体験を重視した教育及び保育の提供と行事を行ないます。(お仕事、畑での野菜栽培、クッキング、老人施設訪問、虫取り遠足等)
- (3) 幼児期に適した知的発達を促す教育をとり入れ、環境構成と発達に即した豊かな対応を行う。(主にモンテッソーリ教育でのお仕事の時間)
- (4) 自分で考え、自分で行動するという体験を重視し、幼児の自己実現をはかる。
- (5) 集団や異年齢とのかかわりの中で、他者を理解し自分をコントロールする力を育てる。
- (6) 食事が生活の重要な部分を担う事を理解し、豊富なメニューで栄養満点、様々な食材を使った手作り中心の楽しい給食を提供する。(主食は、パン、米飯、麺の3種類、手作りヨーグルト、手作りおやつ、クッキング、バイキング、離乳食・行事食の充実等)

(実施事業)

第 5 条 当園が実施する事業は、第3条に規定する運営方針に基づき、必要とされる時代的・社会的且つこども並びに保護者のニーズに適応する事業を実施するものとする。ただし、年度当初において需要のない場合は、行わないこともある。

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 一時預かり保育事業 | (2) 時間外保育・延長保育事業 |
| (3) 障害児保育事業 | (4) ふれあい保育事業 |
| (5) 子育て支援拠点事業 | (6) 病後児保育事業 |
| (7) 休日保育事業 | (8) 学童保育事業 |

2 当園は、子育て支援事業として、子育て相談、保育参加、保育体験、園行事参加、子育てに関する情報の提供、一時預かり保育事業を実施する。

第 2 章 職 員

(職員構成)

第 6 条 当園の職員の職種、員数及び職務内容は、次の表を基準とする。ただし、職員の構成は、必要に応じて配置するものとし、理事長がこれを決定する。

職種	員数	常勤	パート	職務内容
園長	1	1		・園の統括（運営・管理・責任者）・会計責任者 ・全職員の育成・指導・助言 ・苦情解決責任者 ・関係機関、団体、地域社会との連携、連絡調整 ・倫理委員会責任者（法令遵守） ・育児相談
副園長	1	1		・園長を補佐 ・園長職務代理① ・職員指導 ・必要に応じ利用児童の教育及び保育
主幹保育教諭 (兼看護師)	1	1		・園長及び副園長の補佐 ・園長職務代理② ・子育て支援、育児相談 ・出納職員 ・教育及び保育業務管理 ・職員の指導、助言 ・セクハラ、パワハラ担当 ・苦情解決担当者
指導保育教諭	1	1		・主幹保育教諭補佐 ・主幹保育教諭職務代理 ・教育及び保育業務の指導と助言 ・クラス間の調整と指導 ・保護者対応指導 ・利用児童、担当クラスの教育及び保育
保育教諭	18	13	5	・担当クラスの教育及び保育の計画作成 ・利用児童の教育及び保育 ・保護者との連携 ・他クラスとの連絡調整 ・後輩保育教諭の指導育成
栄養士	1	1		・調理担当責任者（献立・調理・食品管理） ・栄養指導 ・アレルギー食 ・発注責任者 ・調理室の衛生管理責任者
調理員	3	1	2	・給食・おやつの調理 ・調理室の衛生管理
事務職員	1	1		・経理及び庶務等の事務全般
看護師 准看護師	2(1)	1(1)	1	・看護業務（応急手当、薬品管理、保健だより作成） ・乳幼児の健康管理、保健・衛生・服薬指導 ・病後児保育の保育看護業務
子育て支援員	2	1	1	・子育て支援センターの業務 ・保育補助
用務員	1		1	・園の清掃及び環境整備
学校医	1		嘱託1	・園児及び職員の健康の保持増進を図るための保健 管理（健康診断、健康相談、保健指導、疾病や感 染症予防の指導や助言等）
学校歯科医	1		嘱託1	上記に同じ
学校薬剤師	1		嘱託1	上記に同じ

※（1）は、兼任1名のこと。

第 3 章 定 員・クラス編成

(定 員)

第 7 条 当園の定員は、100名とする。ただし、災害・その他社会的事由による場合は、知事の認可を得て定数を変更することがある。

2 利用定員は、子ども子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学

校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。ただし、災害・その他社会的事由による場合は、知事の認可を得て定数を変更することがある。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 15人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 42人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 30人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 13人

(クラス編成)

第 8 条 クラス編成は、次のとおりとする。

年 齢 別 ク ラ ス 名					
乳 児	1 才 児	2 才 児	3 才 児	4 才 児	5 才 児
も も 組	つくし 組	こりす 組	ひよこ 組	さくらんぼ組	ひまわり 組
乳 児 = 生後2ヶ月から			縦 割 ク ラ ス 名		
			ほ し 組 ・ に じ 組		

- 2 園児の人数構成によっては、1・2歳児の混合クラスを設けることができる。
- 3 園児の人数構成によっては、満3歳児クラスを設けることができる。

第 4 章 教育・保育の提供を行う日及び時間

(教育及び保育の提供を行なう日)

第 9 条 教育・保育の提供を行う日は、次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども

ア 学期

- ①1学期 4月 1日から 7月31日
- ②2学期 8月 1日から12月31日
- ③3学期 1月 1日から 3月31日

イ 休園日

- ①土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ②夏季休園 7月21日から 8月20日
- ③冬季休園 12月21日から 1月15日
- ④春季休園 3月27日から 4月 6日

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

(教育・保育の提供を行う時間)

第 10 条 教育・保育の提供を行う時間は次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に係る教育時間は、9時から13時とする。ただし、7時から19時までの範囲内で一時預かりを実施する。
- (2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間は、7時から18時までの間で保護者が保育を必要とする時間。ただし、19時までの範囲内で必要に応じ時間外保育を実施する。

- (3) 保育短時間認定に係る保育時間 9時00分から17時00分までの間で保護者が保育を必要とする時間。ただし、7時から19時までの範囲内で必要に応じ時間外保育を実施する。

(休 園)

第 11 条 当園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 年末・年始休暇（12月29日から翌年1月3日まで）
 - (3) その他、理事長が必要と認めた日
- 2 休日保育を実施する日を除く。

(臨時休園)

第 12 条 園児が多数伝染病に罹患するか、そのおそれがある場合、又は、災害その他の事由により保育上重大な影響があると認められる場合は、その事由が消滅するまで利用児童の登園を禁じ臨時休園することができる。または、登園自粛への協力依頼を保護者へ要請することができる。

- 2 前項の規定により休園や登園自粛要請を決定したときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

第 5 章 日課及び年間行事

(日課及び年間行事)

第 13 条 当園の日課及び年間行事は、別に定める。

- 2 前項の内容は、第3条、第4条の方針並びに保育目標に基づき計画されなければならない。

第 6 章 利用者負担とその他の費用（利用料）の種類

(利用者負担その他の費用の種類)

第 14 条 園長は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から特定教育・保育に係る利用者負担額（市町村が定める利用者負担額）の支払を受けるものとする。

- 2 園長は、市町村から特定教育・保育に係る教育・保育給付費を法定代理受領する。ただし、法定代理受領を受けない時は、支給認定保護者から、特定教育・保育費用の支払を受けるものとする。
- 3 園長は、前2項の支払を受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表1に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- 4 園長は、一時預かり、時間外保育、病後児保育等を利用する児童の保護者から、別表2及び別表3、別表4に掲げる費用（利用料）の支払を受けるものとする。

第 7 章 入 退 園

(入園)

第 15 条 当園への入園を希望する1号認定子どもに該当する児童の保護者は、入園申込書を園長に提出するものとする。

- 2 園長は、前項の入園申込書が提出されたときは、次の選考基準により選考を行うものとする。

選考基準

特別優先枠	1	1) 在園児、在園児・卒園児の弟・妹 2) みろく会職員の子ども・孫
特別優先枠	2	1) 卒園児の子ども 2) みろく会旧職員の子ども・孫

特別優先枠以外については、原則として先着順とする。

- 3 園長は、前項の選考の結果、内定した児童については、内定通知書によりその旨を保護者に通知するものとする。
- 4 園長は、第2項の選考の結果、内定できない児童については、内定不承諾通知書によりその旨を保護者に通知するものとする。
- 5 当園への入園を希望する保護者から、市町村が定める支給認定に係る申請書又は保育利用に係る申込書等が当園に提出されたときは、当園は速やかに当該書類を市町村に提出するものとする。
- 6 園長は、市町村による利用のあっせんがあった場合には、これに応じるものとする。ただし、やむを得ない特別の理由があるときは、市町村と協議し対応を判断するものとする。

(退園)

- 第 16 条 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の 20 日までに園長へ退園届を提出するものとする。
- 2 園長は、次のいずれかに該当する場合には、利用児童を退園させることができる。
 - (1) 保護者から退園届が提出されたとき
 - (2) 2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) 届出なく長期に欠席し、登園勧告にも応じないとき
 - (4) 正規の請求をしたにもかかわらず、保育料を3ヶ月以上滞納したとき
 - (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
 - 3 園長は、前項の規定により退園を決定したときは、退園通知書により当該児童の保護者へ通知するものとする。
 - 4 園長は、前項の規定により当該保護者に退園に係る通知をしたときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

(転園)

- 第 17 条 保護者の転居その他の事由により、他の教育・保育施設等への転園を希望する保護者は、転園希望月の1月前までに園長へ転園届を提出するものとする。
- 2 園長は、前項の転園届が提出されたときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

(休園)

- 第 18 条 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望する保護者は、速やかに園長に申し出するものとする。
- 2 園長は、第1項の休園の申し出が1ヶ月を超える場合は、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

(卒園)

- 第 19 条 当園は、利用児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

第 7 章 保 健・安 全

(保健・予防)

第 20 条 当園は、保健衛生管理を次のように実施する。

- (1) 園児の生育歴・既往歴・健康状態・家庭状況等の把握
- (2) 園児の身長・体重の測定 (隔月)
- (3) 園内の感染症予防
- (4) 学校医による検診 (年 2 回)
- (5) 学校歯科医による検診 (年 2 回)
- (6) 園舎内外の清掃・消毒
- (7) 職員の健康診断・検便

(緊急時における対応方法)

第 21 条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、利用児童の保護者及び八戸市等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(安全・非常災害対策)

第 22 条 職員は、施設・遊具・火気等に注意し、その安全を確保し、事故を未然に防止することに努めるとともに、消防・防災・不審者侵入等に関する避難訓練並びに交通安全の訓練を計画し実施しなければならない。

- 2 安全管理のため各種自主点検表を作成し、安全管理に努めるものとする。
- 3 消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、消火訓練及び避難訓練は月 1 回、総合避難訓練・通報訓練は年 2 回実施するものとする。
- 4 非常災害に備えて、発電機使用・非常用具持ち出しの訓練、ならびに非常食の備蓄を行なうものとする。
- 5 利用児童に対する教育・保育により発生した事故に賠償責任が生じた時は、損害賠償にて対応するものとする。

(園児送迎)

第 23 条 登園・降園の際は、必ず保護者又はこれに代わるべき人が付き添いするものとし、原則として当園の職員は、敷地外への送迎を行わない。

(虐待の防止のための措置)

第 24 条 当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の措置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

第 9 章 その他運営に関する重要事項

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 この園則に抛りがたい事項については、理事長が判断し、決裁する。

- 2 この規程に変更が生じた場合は、速やかに届出するものとする。

附 則

- この運営規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 平成28年4月1日一部改訂（別表3短時間認定の時間外料金）
- 平成29年4月1日一部改訂（第4・5・9・10条字句の訂正、別表2に③追加）
- 平成30年10月1日一部改訂（第6条職員構成、第7条定員数）

別表1 実費に係る利用者負担額

①1号認定子どもに係る費用

項目	内容（負担を求める理由・目的）	金額
給食費	主食費を含む給食費として（月～金の分として）	月額 4,000円

②2号認定子どもに係る費用

項目	内容（負担を求める理由・目的）	金額
主食代	年少児	月額 650円
〃	年中児	月額 700円
〃	年長児	月額 750円

別表2 一時預かりに係る費用

①1号認定子ども 1日単発利用の方

13時～17時	1日 300円	土・長期休園期間	1日 500円
9時前及び 17時以降	1時間 100円	給食費	200円

②1号認定子ども 月契約の方

13時～17時利用	月額5,000円 + おやつと土の給食費1,000円 （土利用なしの場合は、月額4,000円+月～金のおやつ代500円）
7時～9時 13時～18時利用	月額7,000円 + おやつと土の給食費1,000円 （土利用なしの場合は、月額6,000円+月～金のおやつ代500円）
長期休園期間	夏休み 2,000円 冬休み 1,000円

③利用児童全員（18：00を超えた場合）

18時～19時まで	100円（おやつ代含む）
19時以降	10分ごとに100円 ※19時30分以降は、10分200円

別表3 時間外保育に係る費用

① 短時間保育認定の時間外を利用の方（1日単発利用の方）

1時間	100円（9時前、17時以降）
-----	-----------------

② 短時間保育認定の時間外で月契約の方（短時間保育時間は、9時～17時です）

1ヶ月	ア 1時間延長2,000円（8時～17時、9時～18時の利用） イ 2時間延長4,000円（8時～18時、7時～17時の利用） ウ 3時間延長6,000円（7時～18時の利用）
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------

③利用児童全員（18：00を超えた場合）

18時～19時まで	100円（おやつ代含む）
19時以降	10分ごとに100円 ※19時30分以降は、10分200円

別表4 病後児保育にかかる費用

・当園の園児全員

8時30分～17時	無料（給食おやつ含む）	8時00分～8時30分 及び 17時～17時30分	15分ごとに 100円
-----------	-------------	------------------------------	-------------